

適合性評価—マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項—第100部：労働安全衛生マネジメントシステムの審査及び認証に関する力量要求事項

Q17021-10

適合性評価—マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項—第100部：労働安全衛生マネジメントシステムの審査及び認証に関する追加の力量要求事項

Q17021-100

(内容省略)

備考 内容は、日本工業標準調査会ホームページ (<http://www.jisc.go.jp>) において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課においても閲覧に供する。

関係紙録

公認心理師試験（追加試験）の施行

公認心理師法（平成27年法律第68号。以下「法」という。）第6条の規定により、第1回公認心理師試験（追加試験）を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第10条第1項の規定により指定試験機関として指定された一般財団法人日本心理研修センター（以下「センター」という。）が行う。

平成30年9月28日

文部科学大臣 林 芳正
厚生労働大臣臨時代理
国務大臣 松山 政司

- 1 試験期日 平成30年12月16日（日曜日）
- 2 試験地 北海道及び東京都
- 3 試験の方法

(1) 試験は、筆記の方法により行う。
なお、障害のある者等については、その申請により点字問題、拡大文字問題、チェック解答用紙等による試験を行うほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。

(2) 出題形式は五肢又は四肢択一を基本とする多肢選択形式とする。

4 受験資格 第1回公認心理師試験の受験票の交付を受けたにもかかわらず、同試験を受験できなかった者であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 平成30年9月9日（日曜日）に北海道で受験する予定であった者

(2) 平成30年9月9日（日曜日）において北海道内に居住又は勤務等しており、北海道以外の試験地で受験する予定であったが、平成30年北海道胆振東部地震の発生に伴い受験できなかった者

(3) その他、第1回公認心理師試験を受験できなかったことにつき、平成30年北海道胆振東部地震が発生したこと等に起因する正当な理由を有すると認められる者

5 受験手続

(1) 試験を受けようとする者は、次の書類（以下「受験に関する書類」という。）を提出すること。

ア 追加試験受験申込書

イ 受験資格のいずれを満たすのかの別を記載した書面（4の(3)に該当する者にあつては、その理由を付記すること。）

ウ 受験資格を満たすことを証する書類（4の(1)に該当する者を除く。）

(2) 受験に関する書類の送付 受験に関する書類は、センターから、第1回公認心理師試験の受験票の交付を受けたにもかかわらず、同試験を受験できなかった者を対象に、平成30年9月28日（金曜日）までに送付する。

(3) 受験に関する書類の受付期間、提出先等
ア 受験に関する書類は、平成30年9月28日（金曜日）から同年10月12日（金曜日）までの間に、センターの指定先に提出すること。

イ 受験に関する書類の提出は、簡易書留郵便によるものとし、平成30年10月12日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

ウ 受験に関する書類を受理した後は、これを返還しない。

(4) 受験手数料 受験手数料は徴収しない。

(5) 受験票の交付 受験票は、平成30年11月16日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

6 合格者の発表

(1) 試験の合格者は、平成31年1月31日（木曜日）午後、厚生労働省及びセンターにその受験番号を掲示して発表するとともに、センターのホームページ上に合格者の受験番号を掲載する。

(2) 合格者には、公認心理師試験合格証書を平成31年1月31日（木曜日）に投函し郵送により交付する。

7 その他

(1) 受験手続の詳細については、追加試験受験申込書を参照すること。

(2) 受験に際し、障害がある等のため別室の設定、手話通訳者の付与等何らかの配慮を希望する者は、あらかじめ受験申込時より前にその旨を申し出ること。

8 試験に関する照会先 センター 東京都文京区小日向4-5-16ツインヒルズ茗荷谷10階
郵便番号 112-0006 試験案内専用電話番号 03(6912)2655 ホームページ <http://shinri-kenshu.jp/>

公認心理師試験委員（追加試験）の公告

第1回公認心理師試験（追加試験）の試験委員を次のとおり公告する。

平成30年9月28日

文部科学大臣 林 芳正
厚生労働大臣臨時代理
国務大臣 松山 政司

試験委員長 赤木美智男

副委員長

- | | | | | |
|-------|-------|-------|--|--|
| 小川 俊樹 | 大久保善朗 | | | |
| 委員 | | | | |
| 飯田 順三 | 家近 早苗 | 石垣 琢磨 | | |
| 石川 悦子 | 伊野 美幸 | 岩壁 茂 | | |
| 江口 昌克 | 遠藤 利彦 | 遠藤 由美 | | |
| 大塚 泰正 | 大生 定義 | 風間 雅江 | | |
| 加藤 伸司 | 金沢 吉展 | 萱間 真美 | | |
| 鹿毛 雅治 | 金井 篤子 | 北神 慎司 | | |
| 熊野 宏昭 | 黒木 俊秀 | 黒田 美保 | | |
| 齋木 潤 | 沢宮 容子 | 神野 尚三 | | |
| 先崎 章 | 園田 菜摘 | 高橋 登 | | |
| 田崎 博一 | 種市康太郎 | 堤 明純 | | |
| 中村 知靖 | 中村 真 | 橋本 和明 | | |
| 八田耕太郎 | 羽間 京子 | 日笠 摩子 | | |
| 福田 憲明 | 藤野 京子 | 藤野 博 | | |
| 藤吉 晴美 | 増沢 高 | 村井潤一郎 | | |

平成30年度船舶に乗り組む衛生管理者試験の実施に関する公示

船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和37年運輸省令第43号）第11条の規定に基づき、平成30年度船舶に乗り組む衛生管理者試験の実施について次のとおり公示する。

平成30年9月28日

国土交通大臣 石井 啓一

1. 試験を行う日時、試験地及び試験会場

日 時	試験地	試験会場
平成30年12月4日（火） 午前9時～午後4時30分	神戸市	神戸運輸監理部 （神戸市中央区 波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎）

2. 受験資格 試験日において、年齢20年以上の者とする。

3. 試験の種類及び科目 試験は、筆記試験及び実技試験とし、それぞれ次に掲げる科目について行う。

（筆記試験）

労働生理、船内衛生、食品衛生、疾病予防、保健指導、薬物及び労働衛生法規

（実技試験）

救急処置及び看護法

4. 受験申請方法 衛生管理者試験受験申請書に必要な事項を記入し、写真（申請前1年以内に撮影した正面、脱帽、上半身、縦5cm、横4cmのもの。裏面に氏名を必ず記載すること。）1葉及び手数料5,400円に相当する収入印紙を貼り付けた上、戸籍の謄本、抄本若しくは記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し（申請前1年以内に作成されたもの。）を添えて、下記5. の提出先に提出すること。

なお、郵送により申請する場合は、書留郵便にて送付すること。また、受験票を郵送するので、定形郵便用サイズで宛先を記載した返信用封筒及び郵便切手392円分を同封すること。

5. 提出先 神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（〒650-0042 神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎）

6. 受付期間 平成30年10月1日（月）から平成30年11月22日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

なお、郵送による申請の場合は、平成30年11月22日の消印のあるものまで有効とする。

7. 合格者の発表日時及び場所 合格者の発表は、平成31年1月11日（金）午前10時に、国土交通省海事局及び神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課において発表する。